

冬休み(学校長期休業)を迎えるにあたって

~ネット社会・スマホ時代における大人が果たすべき責任~

情報技術の発展により、誰でも気軽にインターネットを利用し、情報発信ができる時代になっています。小・中学生や高校生といった未成年の子どもたちも、スマートフォンを手にし、SNSで友人たちと繋がる姿は、今やごく当たり前の光景になっています。

スマートフォンは便利な道具であり、SNSも子どもたちにとって友人たちと交流する大事な場所になりつつあります。しかし、それらの利用には、大きな危険も隠れています。子どもたちが安全にインターネットやSNSを利用できるよう、大人が見守り、支える必要があります。



岡田 健一 弁護士

中小企業診断士、情報処理安全確保支援士としても登録。ITに関する紛争処理なども扱い、大阪弁護士会所属弁護士を中心とする電子商取引問題研究会に所属。共著書として『発信者情報開示請求の手引』(民事法研究会)などがある。



I.子どもたちが意図せず「加害者」にならないように

1.指先ひとつで全世界に 発信できる時代に。

インターネットの普及によって、私達は簡単に情報を発信できるようになりました。自分の描いたイラストを見てもらいたい、自分の歌を聞いてもらいたい、書いた小説を読んでもらいたい、そういう表現活動もインターネットを通じて気軽に行うことができます。自分の思っていることをSNSで発信したり、ニュースやトピックに対して反応したり、そういうことがス

マートフォン1台ができるようになりました。これは、インターネットの発展によって私たちの自己実現の場ができたということです。

ただ、一方で、スマートフォンさえあれば、情報を発信することができてしまうということです。インターネットは世界につながっています。指先でスマートフォンをタップするだけで全世界に向けて一つの情報を発信してしまう、そういう怖い時代になったともいえます。

2.ある日突然、自分が「加害者」に。

多くの場合、SNSを利用している子どもたちは、自分が利用しているSNSでの投稿が全世界に向けて発信されているとは思っていません。あくまで、友人同士で、小さな範囲で交流するために使っているという場合が多いと思います。そのため、友人同士の「ノリ」と「勢い」で投稿をしてしまうことによって、思いもよらない法的なトラブルに発展するケースが後を絶ちません。主な例として、以下の3つが挙げられます。

(1)名誉毀損・侮辱

誰かの悪口を書き込んだり、悪い噂を

流したりする行為です。これらは法的に「名誉毀損」や「侮辱」にあたり、犯罪に該当するほか、被害者から慰謝料等を請求される可能性があります。

(2)営業妨害

飲食店などで悪ふざけをする動画を撮影し、SNSに投稿する、といった行為です。これらは店の信用を著しく傷つけ、「威力業務妨害」などの犯罪に問われる可能性があります。また、企業から数千万円単位の損害賠償を請求されるケースも実際に起きています。

(3)著作権侵害

好きなアニメの映像や漫画の画像、音楽などを無断でSNSにアップロードしたり送信したりする行為です。これらは「著作権侵害」に該当し、作者や制作者の権利を侵害するものです。

3.匿名アカウントだから大丈夫?

「匿名のアカウントだからバレない」だろうという考えは、残念ながら通用しません。被害者が、弁護士に依頼するなどして「発信者情報開示請求」という法的な手続きを行えば、投稿者が誰であるかを特定することができるからです。



II. 予期せぬ被害に遭わないように

1. 知らない誰かが 見ているかもしれない。

SNSで発信されたことは全世界に公開されています。例え、「鍵付き」アカウントでの発信であったとしても、誰かがそれを転載すれば、その拡散を止めることは困難です。そのため、情報を発信するときは、知らない人に見られるかもしれません

ないと考えて発信することが必要です。

例えば、制服姿で撮影した写真、背景に写り込んだ近所の建物、そんな何気ない投稿から住所や学校、氏名など個人情報を特定されるケースもあります。過去の不適切な投稿と個人情報の特定とが重なって炎上被害に遭うケースもあります。

2. 優しそうな相手が 信用できるとは限らない。

また、SNSを通じて巧みに社会的に未成熟な子どもたちに近づき、SNSなどで交流を深めて信用させた上で、性的な画像の送信の要求や、特殊詐欺の受け子といった「闇バイト」への勧誘などを行う「グルーミング」と呼ばれる手口が問題となっています。

III. 大人が果たすべき責任

1. 子どもたちが何に夢中になって いるのか目を向ける。

子どもたちがどんなSNSを利用し、何に夢中になっているのか、関心を持つことが第一です。スマートフォンには「フィルタリング」や「ペアレンタルコントロール」機能が設けられており、これらの利用は、有害な情報から子どもたちを守るために有用です。しかし、これらは万能ではないため、設定して終わりにするのではなく、あくまで補助的なツールと捉え、子どもたち自身に目を向けることが必要です。

2. ルールを子どもたちと一緒に考える。

インターネットやスマートフォン等の利用について、ご家庭でルールを決めている方も多いでしょう。その際、ルールを一方的に“押し付ける”のではなく、なぜそのルールが必要なのかを丁寧に説明し、子どもたち自身にも考えさせが必要です。

とりわけ、中学生、高校生になるとインターネットの利用によるトラブルなどへの理解もできるようになります。何をしたらいいのか、どうしていけないのか、一緒に考えることが大切です。

3. SOSを受け取れる環境を。

インターネットの利用により、トラブルが発生したときに子どもたちが気軽に相談できる雰囲気を作ることが必要です。普段から、プライバシーは尊重しつつも、「最近学校はどう?」「どんなSNS使ってるの?」など、日頃からコミュニケーションを取り、変化に気づき、また子どもたちがトラブルに直面したときに、すぐに相談できる関係性を築いておくことが大切です。

4.まとめ

近年のインターネット技術の進展はすさまじく、もはや、インターネットや情報端末を完全に隔離することは不可能です。そのため、これからネット社会、スマホ時代に求められる大人の役割は、インターネットの利用に内在するリスクを正しく理解し、トラブルを回避する使い方を、子どもたちと一緒に学んでいくことです。

そして、もし困ったことが起きたら、決して一人でご家庭だけで抱え込まず、お気軽に学校や行政機関、私たちのような弁護士にもご相談

ください。子どもたちを守るための大人の大切な責任です。主な相談先としては、次のとおりです。

- 1) 大阪弁護士会
総合法律相談センター
☎ 6364-1248



- 2) 日本司法支援センター
☎ 0570-078374



- 3) 大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口
「ネットハーモニー」
☎ 6760-4013



人権週間【12月4日(木)~10日(水)】 つなぐ・ひろがる・支えあうまち よどがわ ~人権が尊重されるまちをめざして~

人権とは私たちが幸せに生きるための権利です。人種や民族、性別などの違いを超えて一人ひとりに備わった権利を守るため、人権問題について関心と正しい知識による理解を深めていくことがとても大切です。また、性のあり方は

一人ひとり異なり、多様です。この機会に、私たち一人ひとりが人権の尊さ、命の大切さについて考え、すべての人の「人権が尊重されるまち」をみんなで築いていきましょう。

パネル展「諸外国における男女共同参画とこれから」

期 間 12月1日(月)~11日(木)

場 所 区役所1階 区民ギャラリー

※先着順で人権啓発グッズをプレゼントします!

